

大阪府環境審議会 費用負担計画部会(第2回) 開催概要

1.開催日時 平成20年7月4日(金)10:00~12:10

2.開催場所 大阪府公害審査会室

3.議事概要

(1)公害防止事業の種類について

公害防止事業費事業者負担法(以下「法」という。)の適用に際し、法第2条第2項各号に定める事業のうち、どの事業に該当するかについて検討を行った。

現在保管中の汚染底質の無害化処分については、既に実施した水路からの汚染底質の除去(浚渫)・保管に続く一連の事業と考えられることから、法第2条第2項第2号に規定されるしゅんせつ事業とすることが適当との考えが示された。ただし、次項の公害防止事業費の額の検討に際し、費用負担計画の対象とする事業の範囲との関係を整理する必要があるとの指摘があった。

(2)公害防止事業費の額について

法第6条第2項第3号により、費用負担計画に定めることとされている「公害防止事業費の額」について検討を行った。

検討の前提となる費用負担計画の対象とする事業の範囲について、既に実施した汚染底質の除去・保管に要した費用は、法の規定から費用負担計画に含めることはできないとの見解が示されたが、原因者負担の原則から原因者に応分の負担を求めるとも検討すべきとの意見も出された。そこで、今後の部会で再度検討することとなった。

公害防止事業費の算定の基礎となる対策工法については、ダイオキシン類の安全かつ適正な処理ができることを前提に、経済性に優れた工法を採用すべきとの考え方が示され、最終報告までにさらに工法の絞り込みとそれに要する費用の精査を行うこととなった。

(3)費用を負担させる事業者を定める基準について

法第6条第2項第2号により、費用負担計画に定めることとされている「費用を負担させる事業者を定める基準」について検討を行った。

ダイオキシン類に関する環境対策検討委員会底質対策専門部会の「三箇牧水路底質汚染に関する検討結果報告書」を前提とし、負担を求める事業者の範囲が、汚染が確認された地点との位置関係、業種及びダイオキシン類発生施設の設置状況、事業所内残留ダイオキシン類と底質汚染の類似性、の3つの観点から、明確で、かつ、妥当な基準を定めることが確認された。

(4)その他

次回部会で予定している関係者の意見聴取の方法について確認を行った。

意見聴取する関係者は、「三箇牧水路底質汚染に関する検討結果報告書」において主たる原因者と推定された事業者とし、まず、本事案に係る事業者の見解を聴いた上で質疑応答を行うこととなった。